

大分県建設工事検査規程（平成十六年大分県訓令甲第二十四号）を次のように改訂する。

平成二十三年十月二十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県建設工事検査規程

（趣旨）

第一条 この規程は、土木建築部及び農林水産部において施工する建設工事（以下「工事」という。）の検査の実施について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び大分県契約事務規則（昭和三十九年大分県規則第二十二号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（検査の種類）

第二条 検査の種類は、完成検査、出来形確認（部分払又は部分引渡しのための出来形部分の確認をいう。）及び中間検査とする。

（検査員）

第三条 検査は、土木建築部建設政策課工事検査室長又は地方機関の長（以下「工事検査室長等」という。）が命じる職員が行う。

（検査の立会い）

第四条 検査を実施するときは、受注者（法人の場合にあつては、その代表者。以下同じ。）又は現場代理人のほか、主任技術者等（主任技術者又は監理技術者その他必要な専門技術者をいう。以下同じ。）を立ち合わせるものとする。

（検査の方法）

第五条 検査員は、工事が、その契約書及び設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に基づき適正に施工されたかどうかを、当該工事の施工体制、

施工状況、出来形及び出来ばえについて厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

（検査の中止）

第六条 検査員は、検査の実施にあたり、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止するとともに、直ちに検査を命じた工事検査室長等にその旨を報告し、その指示を受けるものとする。

一 受注者又は現場代理人及び主任技術者等が検査員の指示に従わず検査の実施が困難であるとき。

二 工事の施工状況が設計図書と著しく相違し、検査の実施が困難であるとき。

三 前二号に規定するもののほか、検査することが不相当と認めるとき。

（検査結果の処理）

第七条 検査員は、検査の結果、工事目的物又は出来形部分が契約書及び設計図書に適合すると認める場合は、規則に定める検査調書を作成し、契約担当者に交付するものとする。

2 検査員は、検査の結果、工事目的物又は出来形部分が契約書及び設計図書に適合しないと認める場合は、検査を命じた工事検査室長等はその検査結果を報告し、当該検査を命じた工事検査室長等は、その報告に基づいて契約担当者に検査結果を通知しなければならない。

（修補の終了検査）

第八条 修補の終了に係る検査については、第四条から前条までの規定を準用する。

（検査の復命）

第九条 検査員は、第七条第一項の規定により検査調書を交付したとき若しくは同条第二項の規定により検査結果を報告したとき又は前条の規定において準用する第七条第一項の規定により検査調書を交付したとき若しくは同条第二項の規定により検査結果を報告したときは、速やかに検査を命じた工事検査室長等に復命しなければならない。

（建設工事検査委員会）

第十条 第七条第二項の通知を受けた契約担当者の求めに応じ、当該工  
事について講ずべき修補等の措置に関し審議を行うため、土木建築部  
に建設工事検査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織、運営その他必要な事項は、土木建築部長が別に定め  
る。

（委任）

第十一条 この規程に定めるもののほか、検査の実施について必要な事  
項は、土木建築部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。